

# 安心の設計

介護、医療、子育て、老  
るご意見・疑問をお寄せ  
メールansin@yomiuri.c  
ファックス03・3217・9957

介護保険のサービスは原則1割の自己負担で利用できます。残りの部分を、保険料と税金で半分ずつまかなっています。今回も、40歳以上の人人が支払っている保険料を詳しくみていきます。

65歳以上の保険料は、住んでいる自治体で異なります。介護保険は、市区町村などでそれぞれ運営しています。

3年に一度、必要な費用の総額を見積もり、その結果をもとに、それぞれ保険料の「基準額」を定めています。

例えば、東京都千代田区は月5400円です。厚生労働省が集計した全国平均(月600円)のように、平均の1.5倍を超える例がある一方、群馬県草津町(月3300円)など、3000円台の地域もあります。

差が生じるのは、「要介護

## 介護のキホン 15 介護保険料どう決まる?

### ◆介護保険料の決まり方、納め方

#### 65歳以上

##### 居住地と所得 などで変わる

- 市区町村などがそれぞれ、サービスに必要な費用から基準額を定める
- 実際に納める保険料は、年金額などに応じて増減
- 原則、年金から天引き

#### 40~64歳 (会社員の場合)

##### 勤務先と賃金 で決まる

- 賃金の1か月分(標準報酬月額)に、加入する健康保険組合が定めた保険料率をかける
- 事業主が半額を負担
- 給料から天引き

認定を受けている人の割合などが違い、制度の運営に必要な費用も変わる」(厚労省)ことが理由です。

ただし、この額がその自治体に住む高齢者に一律に課されることはあります。

人ひとりの保険料は前年の所 得などに応じて決まります。

千代田区の場合だと、納め

40~64歳で勤め先の健康保

40~64歳で勤め先